川崎市幸区公告第５８号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１１月２０日

川崎市幸区長　山口　美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）

年　度	科　目	期　別	この公告により 滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和８年度	介護 保険料	第７期	令和８年１２月１日	計４件